

## 倭国における対外交渉の変遷について : 中華意識の 形成と大宰府の成立との関連から見た

川本, 芳昭

九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門東洋史学 : 教授 : 東アジア史

<https://doi.org/10.15017/7967>

---

出版情報 : 史淵. 143, pp.27-64, 2006-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院  
バージョン :  
権利関係 :

# 倭国における対外交渉の変遷について

——中華意識の形成と大宰府の成立との関連から見た——

川 本 芳 昭

はじめに

筆者はかつて、古代日本において中国との間における政治・文化的交流とともに、年号、天下、律令などの政治的諸概念が導入・受容されて行き、最終的に日本を一つの中華と見なす思想が生じたこと、その一環として京都を中国の洛陽に比す考えが生じ、結果京都に上ることを上洛と称したり、洛中、洛外といった語が用いられるようになったこと、古代日本における中華意識の形成に先立って、同様の中華意識形成の動きが古代朝鮮にあっても生じていたこと、その先駆けは高句麗によってなされたこと、四世紀以降の東アジアの動乱という状況から見たとき、上述の古代日本や朝鮮における中華意識形成の動きは匈奴や鮮卑などの五胡諸族に生じた中華意識の形成にその淵源を見ることができるとなどを明らかにしたことがある。<sup>1)</sup> また、そのような倭国における中華意識形成への過程において、中国をはじめとした東アジア諸国に対する外交姿勢のあり方にも変化が生じ、遣隋使の時代になると天子の称号を名乗ることによって、倭国が中国に対して対等性を主張するような段階にまで至るが、その際六〇〇年の遣隋使派遣における交渉の経過が六〇七年の遣隋使派遣の際の交渉に大きな影響を与え、

倭国における対外交渉の変遷について

そこに倭国側の一定の譲歩が生まれたこと、古代日本における天皇号の出現はこの際の日中間のやり取りと密接に関連すると考えられること等を指摘したこともある。<sup>(2)</sup>

本稿は、こうした視角からする考察の延長として、また時代を四世紀より前の時代をも視野におさめて、奴国の時代から律令制の完成に至る時代までの時期における古代日本にあって対外交渉のあり方がどのように変遷していったのかを追求し、その展開の帰結として国家による対外交渉の一翼を担う機関としての大宰府が成立したことを論じ、大宰府という官衙の形成に至る過程と、上述の日本をひとつの中華と見なす思想の形成に至る過程とが相互に無関係な事柄ではなく、連動する事柄であったを明らかにしようとするものである。

ところで、周知のように古代日本における大宰府はほぼ九州に限定された地域の行政権・軍政権を保有し、合わせて対外交渉の窓口としての役割を果たしている。<sup>(3)</sup> その際、その起源を所謂邪馬台国時代の一大率や六世紀における那津官家に見る研究も存在する。<sup>(4)</sup> しかし、このうち大宰府の起源を一大率に求める見解には、端的に言うて大きな難点がある。それは、一大率を大宰府の起源と見る見方には、律令制時代の<sup>(5)</sup>大宰府と邪馬台国時代の一大率との時間的隔たりもさることながら、一大率を出現せしめた時代における倭国内部の状況を踏まえての考察が欠落しており、それだけにこうした見方は、朝廷あるいは邪馬台国から離れた北部九州の地に「外交」の一端を担う組織、あるいは官職が存在したという表面上の類似に引きつけられた見解であると考えられるからである。筆者は一大率とは国内的要因が主因となって設置されたものであり、その延長において対外交渉への関与が生じていると考える。本稿第一節では、倭国における対外交渉の変遷について論ずるにあたって、まずこの一大率の実態を追究するが、その際、考察の中心は邪馬台国と伊都国との関係如何に置かれる。

倭国における外交のあり方が大きく変質したことが窺われるのは四世紀末、或いは五世紀に始まると考えられる所謂倭の五王の時代からである。よって本稿第二節ではこの時期の倭国における対外交渉の実態について考察

する。

また、筆者は六世紀前半に設置されたときれる所謂那津官家とは軍事的要請のもとに設置されたものであったと考える。屯倉とは用語の本来の用法に従うならば「屯の倉」を意味し、屯倉がその用法に従って使用されたものであるのならば、当然そこには屯穀を生産する、あるいは消費する屯兵の存在が想定されていたであろう。<sup>(5)</sup>『日本書紀』の屯倉関係の史料の作者、あるいは屯倉関係史料の原記述者は必ずやこうした屯倉、屯兵の用法を理解していたであろう。でないとするならばこのような中国的軍政用語を自ら創造したということになるが、そうしたことはまずもってありえないこととされよう。そのことから連想すると、那津官家には後の大宰府がもつような外交的権能は基本的に存在していなかったと考えられるが、本節では、倭国の対外交渉の変遷如何という観点から倭の五王の時代の次の時代に位置するこの那津官家の問題についても考察しようと思う。

第三節では、第二節で見た状況の延長において生じた筑紫大宰の形成と展開について考察する。周知のように筑紫大宰は、壬申の乱の折、大友皇子側の出兵要請に対して国防を優先すべきであるとの立場から、それを拒否している。このことはこの組織が海外の勢力との戦闘をも想定して設置された軍事施設としての性格をその本質において、七世紀後半の時点において保持していたことを伝えている。その後、大宝律令の成立の頃になると、日本の古代国家はその完成期を迎え、対外出兵のかけ声は生じることはあったが、七世紀以前に見られたような規模の出兵が実行されることはなかった。そこには白村江の戦いによる敗戦の衝撃、あるいは統一新羅の出現による半島情勢の根本的変化があったと考えられるが、そうした状況の変化を背景として、大宰府は九州管内の行政と、奈良・京都中央の出先機関として鴻臚館を備えた外交官衙としての性格を強め、成立期大宰府の姿を完成させるのである。

本節では、本稿のまとめとして、このような過程をへて成立する大宰府という官衙が東アジアの観点から見た

とき、どのような性格を持つ組織であったといえるのかという点について考察しようと思う。

### 第一節 魏志倭人伝以前の外交

本節では、魏志倭人伝以前の倭国における「外交」のあり方について考察し、当該時期における「外交」の実態について考察する。

#### 第一項 奴国の外交

『漢書』卷二八下、地理志に、

楽浪海中有倭人。分為百余国。以歳時来献見云。

とある。この『漢書』地理志で述べられている事柄は、『漢書』の成立期から考えて西暦紀元前後の日本列島と大陸王朝・漢との政治的関係を示していると考えられる。この史料から窺えることは次の三点である。すなわち、  
a 当時の中国と日本列島とを結ぶ結節点、あるいは、当時における中国側の北東アジア支配の拠点は、前漢武帝によって設置された朝鮮四郡(B.C.一〇八)の中で中心的役割を果たした楽浪郡であったということ、  
b 日本列島(九州、四国、本州西半。本州東部は未だ「歳時来献」という中国との直接的政治関係をもってはいなかったと考える)に百余に及ぶ小国が成立し、それらの中のいくつかが中国と政治的関係を結ぶようになっていたとされること、  
c それらの小国が「歳時来献」していた、すなわち一定の時間的間隔において中国に使節を派遣し、献上物を中国にもたらしていたということの三点である。

ところが、一世紀中葉〜二世紀初頭の段階になるとこうした状況が一変していることが窺われる。すなわち『後

漢書』卷八五倭伝の条には、

建武中元二年（五七）、倭奴国奉貢朝賀、使人自称大夫。倭国之極南界也。光武賜以印綬。安帝永初元年（一〇七）、倭国王帥升等獻生口百六十人、願請見。

とある。いまここに見える、建武中元二年の奴国遣使と安帝永初元年の倭国王帥升の遣使との二度にわたる遣使について後論の展開との関わりにおいて順に見てみることにする。

建武中元二年の奴国王による遣使は志賀島出土の金印とともに広く知られるところであるが、このときの遣使は何を意味していたのであろうか。先述の『後漢書』の記載によれば後漢の建国者光武帝は奴国王に印綬を賜ったという。しかし、『漢書』に見える百余に及ぶとされた他の諸国も後漢に遣使し、印綬を賜ったとする記述は見えない。他の諸国もまたこのとき遣使し、印綬を賜っていたのであろうか。『後漢書』はいまから二千年ほど昔の事柄を伝えた歴史書であるので、そのようなことが全くなかったとは断定しがたい。しかし、総合的見地から見たとき、そのような可能性はほとんどないといえるであろう。何故なら、そうした重大な事柄が現実におこっていたとすれば、何らかの史料が、いかに史料が少ない時代とはいえ、残されていたと考えられるからであり、また、当時の倭人の航海術からいって、伴揃え、艤装など一定の威儀を備えた上での中国への遣使はそれほど容易なことではなく、それを実施しうるかなりの権力の存在を前提にしなければ実現し得ない性質のものであったと考えられるからである。

しかし、そうした中にあつても中国へ遣使し得るほどの実力を持った国は奴国以外にも当時の日本列島内にやはり存在したであろう。にもかかわらず、奴国の遣使のみが記載され、しかも後漢から印綬を賜っているということは、中国側から見たとき、東アジアの中心としての中国の統一国家後漢が、奴国を倭人の地におけるリーダーと認めたことを意味している。またこのことを当時の日本における状態如何の観点から見れば、奴国を中心とし

た連合の力量が倭人の地における他の諸国のそれと比して一歩ぬきんでた勢力を持つものへと成長してきていたことを示しているともされよう。福岡県春日市に奴国王墓と想定される須玖岡本遺跡が存在する。この王墓からは鏡をはじめとした多数の遺物が出土しており、当時の日本列島内における奴国の持つ力量がどの程度のものであったかを、今日の我々に伝えてくれる。『後漢書』の記述とその出土品は相俟って、この段階で列島内が統一直前の段階にまで至っていたことを伝えているとされよう。また一方で、『漢書』に見える「歳時来献見云」という状況の存在や数多くの出土品は、この時期倭国が、それ以前の百余にも及ぶクニグニが中国王朝との間でとつた朝貢という政治的関係が生み出す体制の中で成長し、その姿を現しつつあったことを示していると考えられるのである。

## 第二項 倭国の成立

後漢の安帝永初元年（一〇七）に倭国王帥升は中国に使節を派し、生口（奴婢）一六〇人を献上している。このことを伝える、前節に掲げた安帝永初元年の史料からは本論との関連で次の三点が指摘できる。すなわち、a 日本<sup>6</sup>の歴史においてこれまでは存在していなかった「倭国」が史料の上に初めて出現していること、b その倭国には「王」がいたということ、c 一三三九年に卑弥呼が中国の魏に献上した生口の総数は一〇人であるが（『三国志』魏書東夷伝倭人条、以下『魏志倭人伝』という）、永初元年の時点における倭国王の勢力は、卑弥呼の場合の一〇人の一六倍に及ぶ数の生口を海路献上しうるほどのものであり、二世紀初頭の段階でこうした勢力が日本列島に出現していたと想定されるということの三点である。

ではこの倭国王はいかなる存在だったのであろうか。福岡県前原市に著名な三雲遺跡（南小路一号）がある。一八二二年（文政五）に、甕棺墓から前漢鏡三五面をはじめ、ガラス璧（八以上）、勾玉、管玉、有柄銅劍、銅矛、銅

戈などが発見されており、青柳種信の『柳園古器略考』にその内容が書きとどめられている。さらに天明年間には、近くの井原鑕溝から後漢鏡二一面や巴形銅器、鉄刀などが発見されている。一九七四年以降の福岡県教育委員会の発掘調査によつて、一八二二年の出土地点が確認されるとともに、同地点の出土品に金銅製飾金具などが追加され、同時に一基の甕棺墓が新たに発見され(南小路二号)、前漢鏡約二〇面、ガラス・ペンダント、勾玉一三個が出土した。

この三雲遺跡や奴国王墓とされる岡本遺跡の時代は弥生中期後半とされる。柳田康雄氏は弥生中期末の年代の下限を西暦元年後の数年間と比定されているが、この時期のこうした前原の遺跡から、数多くの前漢鏡、とりわけ璧が数多く出土していることの意味は重大である。璧は古代中国において極めて珍重されたものであり、それがこの地から出土していることは、この地が古代日本にあつて大陸文化と密接に結びつく要衝の地であつたことを如実に示している(因みに、璧は数は三雲より少ないが須玖岡本遺跡からも出土している)。また、三雲遺跡からはそのほかに金銅製の四葉座飾金具も見つかつている。この際注目すべきは璧とともにこの座飾金具が死者の葬送具として使用された可能性があることである。柳田康雄氏はこの点をとらえて、被葬者の死が槩浪郡に知らされた結果、これらが漢帝国から下賜されたのではないかとし、中国に対する交渉権を握る伊都国の存在を想定されている。<sup>(8)</sup>

奴国と伊都国が弥生中期から後期にかけてどのような関係にあつたのかは不明な点が多いが、筆者は今のところ北部九州を中心とした諸国連合の首座をこの両者が交互に担つたのではないかと考え、一世紀末には伊都国が優位に立つていたと考える。

ところで、『魏志倭人伝』には、その前原の地に比定される伊都国について、  
伊都国……世有王。

倭国における対外交渉の変遷について



とあつて、伊都国には卑弥呼の段階、あるいはその直前まで「王」が代々存在したとする記載が見出される。このことは三雲遺跡の段階からすでに大陸との強い絆をもっていた伊都国の勢力が、倭国の覇権は邪馬台国に握られたとはいえ、三世紀の段階となつてもなお、有力な勢力として存続していたことを示していることになる。

以上の事柄を念頭において、先に見た倭国王帥升と伊都国との関連を追求すると、伊都国王の系譜は、『後漢書』に見える倭国王帥升に発したものであったのではないか、との想定を生む。

また、『魏志倭人伝』には、

其国本亦以男子為王。住七八十年、倭国乱、相攻伐歷年。乃共立一女子為王、名曰卑弥呼。……其年十二月、詔書報倭女王曰。制詔親魏倭王卑弥呼……今以汝為親魏倭王、假金印紫綬。

とする記述が見える。この記述の冒頭に見える「其国」とはそのすぐ後に「倭国乱」と見えることから、倭国を指していることが明らかである。『後漢書』巻八五倭伝の条は、先述の帥升遣使の記事に続いて、同じ事柄を

桓靈間、倭国大乱。更相攻伐、歷年無主。有一女子、名曰卑弥呼。

と伝えている。すなわち『後漢書』は「倭国大乱」の時期を後漢の桓帝、靈帝の時代のこととしている。桓帝の在位期間は西暦でいえばA.D.一四七～一六七年であり、靈帝のそれは、A.D.一六八～一八九年である。いま『後漢書』倭伝、『魏志倭人伝』からわかる事柄を年代順に表にして示すと次頁のようになる。

ここから窺われる五七年の倭国遣使から二二九年の卑弥呼遣使までの日本、すなわち倭国の歴史の概略を述べれば次のようになる。

列島内で勢力を強めた奴国は、五七年その力を背景にして後漢へ遣使した。後漢はその力を認め、奴国の金印を賜った。(ただし、それはいまだ倭国王のそれではなかった)その後、五〇年にして帥升は倭国王として後漢に遣使する。現存の史料による限り、帥升は倭国最初の、換言すれば日本最初の王である。彼の遣使した年次が一〇七

五七 奴国王遣使

一〇七 倭国王帥升遣使

一四七 桓帝在位

一六七

一六八 靈帝在位

一八九

一九〇前後 卑弥呼、倭国王に推戴される

二三九 卑弥呼、魏に遣使朝貢、親魏倭王の称号を受ける

『魏志倭人伝』にいう

「住むこと七、八〇年」

この間、男子を以て倭国王とする

「倭国大乱」

後半は「歴年無主」

年であること、この遣使では生口一六〇人も多数の献上がなされていること、そこに倭国の並々ならぬ決意が窺われることなどから、このときの遣使は中国に奴国などの個別の国ではなく、それらを統合した上位概念としての「倭国」の誕生を告げる目的を以てなされたと考えられる。とすると彼の倭国王位への即位は西暦一〇〇年を若干降る頃であったと考えられる。⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿

きりと君臣関係を結んだといえるのであり、そこにはいまだ外交の場面において、遣隋使段階におけるような中国王朝との対等性を主張する姿勢は見られないといえよう。

### 第三項 伊都国と邪馬台国

『魏志倭人伝』によれば、現在の佐賀県唐津の地に比定される末盧国の記述の後に伊都国の記述が見え、そこに、東南陸行五百里、到伊都国。官曰爾支、副曰泄謨觚、柄渠觚。有千余戸。世有王。皆統属女王国。郡使往来常所駐。

とあり（以下史料Aという）、更にその後段に、

自女王国以北、特置一大率、檢察諸国。諸国畏憚之、常治伊都国。於国中有如刺史。遣使詣京都（魏の都洛陽をさす）、带方郡、諸韓国、及郡使倭国、皆臨津搜露。伝送文書、賜遣之物詣女王、不得差錯。

とある（以下史料Bという）。

史料Aによれば、伊都国には爾支、泄謨觚、柄渠觚などの官があり、戸数は千余である。世々王によって統治されており、その王たちはみな女王の国に統属されていた。中国の魏の出先機関である带方郡からの使いがいつも駐在する所であったということもわかる。ここに見える戸数千余は『魏志倭人伝』が底本としたと考えられる魚豢の『魏略』によれば万余となっており、拠るべきであろう。また、『魏志倭人伝』に記載された末盧など他の諸国の官名は卑狗、卑奴母離であり、伊都国のみは爾支、泄謨觚、柄渠觚などの独特の官が存在していたことがわかるが、このこともまた他の諸国に比して伊都国の倭国における特異性を示している。

史料Bによれば、女王国から北には一大率を置いて諸国を檢察させていた。ために諸国は一大率を畏れ憚って

いた。一大率は常に伊都国に治しており、中国における中央派遣の檢察官、地方行政官である刺史に似た役割を担っていた。倭国王が魏の都である洛陽や朝鮮の帶方郡あるいはその他の諸韓国に使いを発したり、帶方郡の使節が倭国にやってくる場合には、いつでも港で女王に送られてくる文書、賜ったものを検査し間違いのないようにしていた、とある。

従来の見解には史料Bの記載に注目し、一大率の「外交官」的性格を強調するものが多い。さらに、一大率が「外交官」としての性格を持つという面を拡大させて、一大率が後の大宰府の始源であると主張する論者もいる。<sup>10</sup>しかし、史料Aによれば、この一大率の置かれた伊都国には代々王がいたことが特記されている。そしてその伊都国が魏の帶方郡からの使いが駐するところであったと記されている。この際、三世紀前半の時点で何故倭国王としての卑弥呼を除けば、日本列島内でこの伊都国にのみ王が世々存在していたのかということがまず問われなければならぬであろう。またその伊都国に何故帶方郡からの使節が駐するのとも問われなければならないであろう。帶方郡使の寄港地を、九州において最も繁栄し、人口数において最も多い国にしたというのであれば、伊都国に隣接する奴国は二万余の戸数をかかえ(『魏志倭人伝』)、奴国王以来の基盤もある国であり、使節が伊都国に常に駐まらねばならぬ理由はない。

この二つの問題、すなわち王の存在、帶方郡使の駐地であるという点を前節で述べた事柄、すなわち伊都国王は倭国王帥升以来の倭国王の系譜に連なるものであると想定されること、伊都国の故地からの出土遺物に璧をはじめとした外来の遺物が見出せ、そこに中国に対する交渉権を握る伊都国の存在が窺われることなどを合わせ考えると、問題はそれほど容易いものではないことが想定されてくるのである。

史料Bによれば、一大率は伊都国にあって情報や物資の流れを監視する役割を果たしていたことがわかる。では何故伊都国をはじめとした諸国はそれを「忌憚」すなわち「忌み憚から」ねばならなかったのであろうか。

伊都国王の家柄が倭国王帥升に遡るとする先の想定が当を得たものであり、卑弥呼の時代には倭国の中心が邪馬台国であることに注意するとき、また、倭国王帥升以来、考古学の遺物が示すように、伊都国は北部九州にあつて大陸との交渉の中心にあつたと想定されること、換言すれば「外交」の中心にあつたと想定されることを踏まえれば、邪馬台国にあつて倭国の王として倭国を支配する卑弥呼にとつて、伊都国が倭国王としてかつて保持していた「外交」権、及びそれが国内の諸王に示した威令は、看過しがたいものがあつたと考えられる。また、先に見たように『魏志倭人伝』の伊都国に関わる記述に、「世々王有り」とあることは、少なくとも『魏志倭人伝』の拠つた原情報が張政によつて収集された直近の時点まで、伊都国王の王統は絶えてはおらず、王として存続していたことを伝えていとされよう。

確かに邪馬台国を中心とした「新」倭国は後漢末の倭国大乱をくぐり抜けて成立しており、倭国内における邪馬台国のヘゲモニーは一応確立している。しかしそこには、一旦ことが起これば、邪馬台国のヘゲモニーさえ揺るがしかねない伏在力がいまだ存在していたと考えられる。であればこそ倭国は後漢末の長きにわたる大乱を経験したのではなからうか。また、そこに外交の問題が絡んでいくなれば、問題は一層深刻であつたと想定されるであらう。

このような観点に立つて、従来の研究を振り返るとき、一大率に対する諸見解は、そのもつ外交的側面に注意が集中してしまつて嫌があるいえよう。筆者はこれに対し、一大率はむしろ卑弥呼―倭国の側からする国内的要因のもとに設置されていたのであり、伊都国やそれを核として再結集する可能性のある国内諸国を監視するために設置されていたと考えるものである。そしてその結果が伊都国王のもつ、かつての倭国王としての国権行使とその伝統を踏まえての外交に結びつくことを卑弥呼は警戒していたのではないだろうか。

このことから、一大率の持つ権能はもつぱら倭国内部の問題と関わっており、外交的側面はいわばその延長

に出現していたと理解されるのである。この点、後の大宰府のもつ外交的権能が、九州管内の統治という対内的事柄とは一応別個に行使されていたのとは質的に異なっていたと考えられるのである。この「質的相違」は本論の主旨と大きく関わる。それは詰まるところ、古代日本における中華意識の有無の問題と関わりと考えられるのであるが、この点については以下の後節においてさらに論点を展開して取り上げて行くことにする。

## 第二節 倭の五王以降の日本と外交

### 第一項 倭の五王の半島進出と沖ノ島

邪馬台国時代以降の倭国の外交がどのように展開したのかについては不明な点が多い。それは、第一に、中国が匈奴、鮮卑などの所謂五胡の入華による大混乱の時代を迎え、中国を中心とした国際秩序が崩壊したからと考えられる。この時代、中国では自身の歴史史料さえも数少ない状況が現出し、政治状況のみならず文献史料の面からも暗黒時代と呼ぶにふさわしい時代へと突入した。

西晋の崩壊によって、魏の後を受けた西晋を中心とした冊封体制に属していた倭国も当然甚大な影響を被ったであろうことが想定されるのであるが、四世紀のこの動乱の時代の日本については、日本自体がまだ文字を持たない段階にあったこともあって不明な点が多い。ただ、この時代が列島各地に前方後円墳が造られていった時代であり、大量な鉄器や馬具の出土に見られるように、日本にとっても激動の時代であったことは容易に窺われるところである。

そうした時代における「外交」がどのようなものであったのかを窺わせる資料は極めて少ない。とりわけ文字

資料はほとんど残されていないが、しかしにもかかわらず全く残されていないというわけではなく、周知の如くその代表的なものとして、石上神宮の七支刀銘文、広開土王碑文などがある。ただし、このうちの前者は四世紀のものであるかどうかについて疑問とされる点もあり、未だ年代比定の確実な資料としてこの時代の倭国の対外交渉を探る根本史料とはなり得ていない点もある。とはいえ、『日本書紀』の神功皇后紀にも記載があるこの刀に、  
泰和四年、□月十一月丙午、正陽、造百練鍔七支刀、生辟百兵、宜供侯王□□□□作。先世以来、未有此刀。百濊□世□奇生聖音故、為倭王旨造、伝不□世。

と見えるように、倭国と朝鮮半島(百濟)との間の政治的關係が記述されていることは注目されてよい。『三国志』卷三〇東夷伝の弁辰の条に、

国出鉄。韓、濊、倭皆從取之。

と見えるように、倭の五王時代に先立つ邪馬台国の時代には、鉄の流通の面で、倭が半島と關係を持つことはあったが、直接的に半島の政治勢力と倭国とが國家間の政治的關係を持ったか否かを明確に伝えた史料は見出されていないからである。

一方、周知のように広開土王碑は、四一四年に高句麗広開土王の子の長寿王がその父の遺徳を偲び、高句麗の神話、広開土王の武勳、広開土王の陵墓を守る墓守について刻ませたものである。その広開土王の武勳を刻んだ箇所、

百殘(百濟のこと)新羅、旧是属民。由来朝貢。而倭以辛卯年来、渡海破百殘□□新羅、以為臣民。(広開土王碑文第一面八行・九行)

とする周知の記載が見える。ここに見える辛卯の年とは三九一年のことである。「倭以辛卯年来、渡海破百殘□□新羅、以為臣民。」は、文字の上では「倭以辛卯年来渡海、破百殘□□新羅、以為臣民。」と読むことも可能であ

る。このように理解すれば、その意味するところは「倭」が三九一年にやって来て、海を渡り百済や新羅を破つて臣民とした」ということになる。つまり、三九一年に朝鮮南部に侵入し、それから海を渡るのであるから、その海は玄界灘から朝鮮海峡に至る海域ではないという理解を生む。とすればそこに見える「倭」は日本列島に住む「倭」ではなく、その居住地は朝鮮半島ということになるであろう。しかし、この理解は漢語の文法を無視した理解であつて、ここに見える「来」は「来る」の意味を示すものではなく、時間の進行を示す補助の役割を示すに過ぎない。よつてこの「来」をもつて「倭がやってきて、それから海を渡つた」と理解し、その海を朝鮮半島沿岸の海域などに限定することは出来ない。

つまり、広開土王の碑文に見える海はやはり玄界灘から朝鮮海峡に至る海域を指していることになるのであり、碑文に見える「倭」とは日本列島に居住する「倭」ということになる。このとき、海を渡つて半島に進攻した倭の勢力は、広開土王自らが五万に及ぶ高句麗軍を数度にわたり、その討滅のため派遣し、広開土王碑第二面七行目に、

#### 倭人満其国境。

とあることなどから窺われるようになりかなりの数にのぼるものであつた。このことから考えると当時の日本列島には、当時の北東アジアの強国高句麗と渡り合い、このような数の兵団を玄界灘を越えて派遣しうる勢力が存在していたといえるであろう。

福岡県の宗像郡に属する玄界灘の直中に、絶海の孤島・沖ノ島がある。周知のようにこの島には古来より朝鮮半島への航路の要衝として、宗像三女神の一・田心姫を祀る宗像大社の沖津宮が鎮座し、四く九世紀の祭祀遺跡が存在することで海の上倉院とも呼ばれる。

この島の遺跡が知られるようになったのは江戸時代からであり、貝原益軒、青柳種信らが調査を行つたり、見



聞記を残している。明治・大正ころになると江藤正澄、柴田常恵らが調査を行い、戦前には田中幸夫、豊元国らが出土遺物の研究などを行っている。その後、出光佐三を中心に宗像大社復興期成会が設立され、出光の社史編纂事業の一環として、一九五四～五七年に第一次、第二次調査、六九～七一年に第三次調査が行われて数万点にのぼる出土遺物が発掘された。祭祀遺跡は大きく分けて(1)岩上祭祀(岩の上に祭場を設ける。四～五世紀)、(2)岩陰祭祀(岩の接地面に祭場を設ける。六世紀)、(3)半岩陰・半露天祭祀(岩の接地面とその周囲に祭場を設ける。七世紀)、(4)露天祭祀(平地に祭場を設ける。八～九世紀)からなっており、それらが時代的な変遷をも示している。岩上↓岩陰↓露天という過程が見出せる。現在二三カ所の遺跡が確認されているが、そのほとんどは島の中腹にある沖津宮の背後の巨岩群に集中している。巨岩を依代として、そこに神が降臨すると考え、種々の神宝を奉納したのである。出土遺物はさまざまで、鏡、玉類、武器類、工具類、土器、滑石製品、金銅製祭祀遺物などがあり、量質ともに日本最大級の祭祀遺跡といえる。とりわけ鏡は舶載、倣製あわせて五〇面以上にもものほり、畿内第一級の古墳の副葬品にせまるものである。舶載品としては朝鮮三国時代の馬具(杏葉、雲珠など)、中国六朝時代の金銅製竜頭、ササン朝ペルシアのカットグラス、唐三彩長頸瓶などがあり、この島が古代における大陸との交渉において極めて重要な位置を占めていたことを窺わせる。<sup>(12)</sup>

ここでこのように四世紀の後半開始される沖ノ島出土の祭祀遺物について殊更紹介したのは、該遺跡の出土品の質と量からこの祭祀を行った人々が玄界灘の一勢力や九州の在地勢力ではないことを示さんとしたかったためである。先に高句麗の広開土王自らが出陣する戦闘で応戦する強力な倭軍の存在について述べたが、この沖ノ島における祭祀がこの倭軍の朝鮮半島進出とときを同じく開始されていることは(岩上祭祀が行われた一八、一七、一六、一九、二二号遺跡は倭の五王の時代に相当する)、その勢力が大和の地に出現した国家権力に連なるものであることを想定させるのである。

中国南朝の宋の歴史を記した『宋書』に、讚、珍、濟、興、武としてその名が記載される倭の五王の狙いは、当時の東アジアの強国である宋の力を背景にして、朝鮮半島南部の權益を確保し高句麗と対抗することにあつた。五世紀後半にまで及ぶこの高句麗と倭国との抗争は、結局、倭国の敗北に帰すが、その間の攻防の激しさは千年以上の歳月を越えて、広開土王碑や『宋書』倭国伝に載せられた記載から十分窺うことが出来る。いまその半島での攻防について述べることは本論の主旨からずれるので、その詳細について述べることはしないが、本節において考察している倭の五王時代の「外交」がこうした北東アジアの緊迫した政治状況のなかで進行していた事柄であること、及び、倭国王が王号にとどまらず、卑弥呼の時代からさらに一歩進んで、自ら征東將軍、征東大將軍、都督諸軍事などの宋朝の官位を受け、宋の臣下として当時の国際関係の中に立ち現れて来ていることは、本論の趣旨との関連で、この際は是非指摘しておきたいことである。

倭の五王時代の倭国は、では大和の地からその兵団を派遣していたのであろうか。この時代の前方後円墳の分布を見ると全国第四位の岡山県の造山古墳をはじめとして、現在陵墓に指定されている古墳のほかにも、天皇陵に匹敵する規模をもつ古墳群が九州、出雲、備前、関東の地などに存在している。しかし、このような古墳群の存在は、大和の勢力から完全に独立した別個の勢力が日本列島内に広く存在していたことを意味しているわけではない。倭の五王の最後の王・倭王武、すなわち雄略天皇のときのものとされる、熊本県船山古墳出土の鉄刀、埼玉県稻荷山古墳出土の鉄剣に刻まれた銘文に「治天下」大王と見えるワカタケルは雄略を指している。稻荷山古墳の鉄剣は辛亥（四七一年）の紀年をもつが、このことは奈良の地にあつたワカタケルの勢威が南は北熊本、北は関東の地にまで及び、ワカタケルが「天下」を治める大王として臨んでいたことを示しているとして大過ないであろう。また、『日本書紀』卷一七継体天皇紀、二一年六月の条に、近江毛野臣が新羅を討つたときのことを記し、続けて、

於是磐井掩抛火豊二国、勿使修職。外徼海路、誘致高麗百濟新羅任那等国年貢職船、内遮遣任那毛野臣軍、乱語揚言曰、今為使者、昔為吾伴、摩肩触肘、共器同食。安得率爾為使、俾余自伏爾前。遂戰而不受。驕而自矜。

とある。これは筑紫君磐井が反乱を起こす直前の事柄を述べた記載であるが、朝廷から任那に派遣された近江の毛野臣に対して磐井が呼びかけ、「いまこそ君は朝廷の使者となつて来ているが、昔、君は吾が伴として肩を摩り触れあう間柄であり、器をともしして食事をしたではなかったか。どうして急に使者となつて現れ、私を君の前にひざまずかせようとするのか」といつていることなどを踏まえると、磐井はかつて毛野臣とともに大王の身辺に侍つた時期があつたことがわかる。日本古代における所謂伴造・国造体制のもと、在地勢力は、大王への忠誠を示すため、その子弟を質子として大王の朝廷に奉仕させた。そしてそこから倭国において原始的な官司制が展開していったと考えられる。磐井の反乱は五世紀初めの事柄であるが、既に倭の五王の最後の王・雄略天皇のときに人制<sup>⑭</sup>をはじめとした官司制が相当な実質を持つて展開していたことは書紀の記述や近年の稲荷山古墳出土鉄劍銘の研究<sup>⑮</sup>などから明らかになつている事柄である。

つまり、倭の五王の段階において、奈良を中心とした大和王権の権力は列島各地の在地勢力をも巻き込む権力として存在していたと考えられるのであり、それが「治天下」大王の実質であつたのである。とすれば、半島への出兵の際、大和の地から大王の直屬兵が派遣されることもあつたであろうが、半島派遣軍のかなりの部分が西国の在地勢力から集められたことも当然のこととして想定されるであろう。

ではさらに一歩進め、これら西国の在地勢力をも含めた兵力の集結地を考えた際、地理的軍事的に考えていづこが最適な場所であるということになるであろうか。沖ノ島が九州と朝鮮を結ぶ所謂「海北道中」の直中にあり、その起点が現在の福岡県神湊に存在する宗像大社の海辺の宮・辺津宮であること、そしてその宗像の神に対する

祭祀がその朝鮮出兵の際、沖ノ島の一七号遺跡などに見るように大量な鏡や刀剣とともに、岩上において執り行われていたことはこの問題を考える際、大きな示唆を与えるとされよう。

つまり、文献史料や考古学の発掘においては未だ十分には確認されていないが、当時の北東アジアの情勢、倭国という国家の四〇五世紀における国家としての到達段階、広開土王碑文などの一次史料などから考えたとき、筆者は北部九州の地にそうした意味での何らかの兵站基地がこの倭の五王の時代に存在したのではないかと考えるのである。<sup>(16)</sup>

ところで埼玉県の稲荷山古墳、および熊本県の船山古墳から発見された、その倭王武（獲加多支鹵すなわちワカタケル）の時代のものと考えられる五世紀後半の鉄剣、鉄刀には銘文が刻まれており、そこにはそれぞれ、

A 辛亥年、七月中記。乎獲居臣、上祖名意富比埜、其兒多加利足尼、其兒名弓已加利獲居、其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半弓比、其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣。世々為杖刀人首、奉事来至今。獲加多支鹵大王寺、在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也。（稲荷山古墳出土鉄剣銘）

B 治天下獲加多支鹵大王世、奉事典曹人、名无利弓、八月中、用大鍬釜并四尺迂刀、八十練六十摺三寸上好□刀。服此刀者長壽、子孫注々得三恩也。不失其所統。作刀者名伊太□、書者張安也。

とある。ではここに見える「天下」とはそもそもいかなる領域を指していたのであろうか。天下の用語が信長の「天下布武」のように後世の日本において、日本国内に限定して用いられことを踏まえると、その具体的領域は倭国国内を指していたとも考えられる。しかし、雄略天皇（倭王武）が四七八年、中国に朝貢した際、中国南朝の宋末の皇帝である順帝に奉った上表には、

順帝昇明二年、遣使上表曰。封国偏遠、作藩于外。自昔祖禰、躬擐甲冑、拔涉山川、不遑寧处。東征毛人五

十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国。王道融泰、廓土遐畿。累葉朝宗、不愆于歲。臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、歸崇天極。(『宋書』倭国伝)

と見え、倭の五王最後の王である倭王武は中国皇帝に対して「東は毛人の住む五十五の国を征伐し、西は六十六もの夷狄の国を服従させ、海を渡って九十五もの国を平定しました」と述べているのである。この「毛人の国」、「夷狄の国」、「海を渡って平らげた国」と倭国とがいかなる関係にあるのか、明確でないところがあるが、彼が「治天下」大王であったと考えられていたことを念頭におくとき、この同時代の史料としての『宋書』倭国伝の文面による限り、その場合の「天下」には具体的には平定されたとされる「毛人の国五十五」、「夷狄の国六十六」、「海を渡って平らげた国九十五」が含まれていたと考えるべきであろう。

もつとも先に引用したようにこの諸国平定の文章には続けて、「海を渡って九十五もの国を平定しました。その結果、皇帝様の世の中はよく治まり(王道融泰)、皇帝様の領土は遙か遠くまで広がったのでございます(廓土遐畿)。」とあるわけであるので、中国皇帝に対する場合、倭王武の上表がこれらの諸国や倭国が中国皇帝の支配の及ぶ領域という立場で記述されていることは明らかである。

ただ現実の場面においてはそうした領域を含むものとして倭王武が自己の「天下」を構想していたことはほぼ誤りないことであろう。この際、注目しておかなければならないことは、

a 倭の五王の二番目の王である珍が「都督倭、百濟、新羅、任那、秦韓、慕韓六国諸軍事、安東大將軍」と自ら称していること(ただし、この自称を宋朝側は認めなかった)。

b 三番目の王である済のとき、宋から倭国王は「都督倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓六国諸軍事、安東將軍」と名乗ることが許されたこと(しかし、宋朝は倭国が望んだ百濟に対する軍政権と安東大將軍号とは認めなかった)。

c 五番目の王ワカタケル（中国名・武）のとき、右の六国と依然として承認を得られない百済を含めた七国に對する軍政権と安東大將軍の位を勝手に自称していること。そして、ワカタケルが宋の順帝の昇明二年（四七八）に遣使した後に、百済に對する軍政権の承認はついになされなかつたが、ワカタケルは安東大將軍を名乗ることを許され、「都督倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓六國諸軍事、安東大將軍」に任じられたこと。

（以上『宋書』倭国伝）

である。当時の中国においては、ここに見える「都督：（国名、地域名）：諸軍事」に任ぜられると、「都督」と「諸軍事」の間に挟まれる地域の軍政権を付与された。また、安東將軍は中国を中心として見たとき、中国の東の領域を支配する権限を与えられた將軍であることを意味し、安東大將軍は安東將軍より一段上位の將軍の称号であつた。古代の倭国がその將軍号が「將軍」より上位の「大將軍」であることを求め続けたのは、倭国と抗争關係にあつた高句麗や百済が宋朝によつていち早く安東と同様の概念のもとに置かれた征東大將軍、鎮東大將軍に任じられていたからである。

つまり、当時の倭国は、朝鮮半島における權益をめぐり、高句麗や百済と種々の競い合いを演じており、そうした中で朝鮮半島南部の地域における優位性確保のために、当時の東アジアにおける國際政治秩序の一中心としての南朝の宋にその軍政権を承認してもらおうと努めていたのである。そして百済の地域を除いた軍政権と大將軍の官位はワカタケルの段階でようやく南朝側の承認するところとなつたのである。

このように見てくるとワカタケル大王の時代の「天下」が、具体的には安東大將軍倭王武の勢威が何らかの形で及ぶ、倭国を含めた、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓の六國であつたことが想定されてくるのである。そして、百済に對する軍政権は、最後まで南朝宋の承認するところとならなかつたが、「治天下」という用語のもつ意味、及び倭王武が百済をも含めた七國の都督を自ら稱していたこと（上記c）を考えると、当時の倭国のワカタケ

ルが「治天下」大王として君臨していた、あるいは君臨しようとしていた「天下」とは現実の場面においては、百済をも含む領域であったと考えてほぼ誤りないであろう。

以上、倭王武は宋書倭国伝での上表において、倭国が宋の「封国」、「藩」であり、皇帝に対して「臣雖下愚」と称臣しつつ、自国が中国を中心とする天下の一員であることを公言し、一方では、その王権が朝鮮半島（の一部）に対しても及ぶ形で、自国を中心とした天下を構想していたことが想定されるのである。

つまり倭国は、倭の五王の時点に至り、卑弥呼の時代に見られたような中国に称臣するという姿勢をとり、中国を中心とする国際社会においては従前の方針を継続しつつも、一方ではその体制からの自立を志向し始めていたと考えられるのである。

## 第二項 那津官家の設置

本項では、那津官家の設置について考察し、そのもつ歴史の意味について検討する。

いわゆるミヤケは一般に屯倉、官家などと表記される。ミヤケとは「ミのヤケ」であり、「御宅」がその本来の意味であろう。すなわち、屋舎・倉庫に対する尊称であるから、私的な倉もミヤケと呼ばれうることになる。しかし、『日本書紀』に屯倉と見えるものは国家の制度としてのミヤケであり、屋舎の意味から拡大して大化前代における朝廷の直轄経営地あるいは直轄領を意味している。

その変遷を辿ると当初屯倉は、仁徳天皇十一年、一二年の条の茨田屯倉のように、治水灌漑工事の水田開発によって成立したもので、倭の五王の頃から主として畿内に設定されている。その際そこに労働力が投入されて、倉庫、役所などがもうけられ屯倉首などの監督官が置かれたようであるが、史料が少ないため耕作者に対する収取の実態は明らかではない。

このような初期の屯倉に対して、磐井の乱後の継体天皇二二年一二月に、磐井の子の葛子が献上した糟屋屯倉のように、国造などの豪族が贖罪などを願ってその所領の一部を朝廷に献上した結果成立する屯倉が、六世紀には数多く見られるようになる。この種の屯倉の場合、従来の住民がそのまま屯倉の民となり、国造の一族などが監督者に任命されたと考えられる。また、このような屯倉とは異なり、六世紀には安閑天皇元年一〇月の条の小墾田、桜井、難波屯倉、同一二月の条の竹村屯倉などのように、良田のみを占定して、中央から田令と呼ばれる監督官を派遣して、外部からする耕作者の徭役によって経営される屯倉も現れるようになる。

つまり、これらの屯倉の本質は、皇室の私的な所領ではなく、朝廷の直轄領というところにあるが、『日本書紀』に「官家」とあり、ミヤケと訓まれているものは、上述の屯倉とは異質な側面が存在する。官家という用語が朝鮮半島の百濟や任那諸国など国外のそれを指しているからである。そして大化前代におけるその中の唯一の例外、すなわち日本国内のものとして宣化天皇元年の那津官家があるのである。『日本書紀』卷一八宣化天皇元年夏五月辛丑の条に、そのことを伝えて、

詔曰、食者天下之本也。黄金万貫、不可療飢。白玉千箱、何能救冷。夫筑紫国者、遐邇所朝届。去来之所関門。是以海表之国、候海水以来賓。臨天雲而奉貢。自胎中之帝(応神)、洎于朕身、收藏穀稼、蓄積儲粮。遙設凶年。厚饗良客。安国之方、更無過此。故、朕遣阿蘇仍君、加運河内国茨田郡屯倉之穀。蘇我大臣稻目宿禰、宜遣尾張連、運尾張屯倉之穀、物部大連鹿鹿火、宜遣新家連、運新家屯倉之穀、阿倍臣、宜遣伊賀臣、運伊賀国屯倉之穀、修造官家那津之口。又其筑紫肥豊、三国屯倉、散在懸隔。運輸遙阻。儻如須要、難以備率。亦宜課諸郡分移、聚建那津之口、以備非常、永為民命。早下郡県、令知朕心。

とある。

周知のようにこの宣化元年詔には後世の潤色が多く、史料性そのものを否定する論者もいる。<sup>(17)</sup>ただし、倉住靖



彦氏は、この詔について、

波多野皖三氏や鈴木靖民氏などに見られるように、多くは宣化の詔としての史実性を否定され、その内容についても多くの疑問点の存することを指摘されるが、同時に一定の信頼性を認められており、これは従うべき見解と考える。

と述べられ、<sup>(18)</sup>八木充氏が、この詔について、

宣化元年（五三六）五月条の史実性を全面的に否定することは出来ない。少なくとも筑紫の那津地区にミヤケが新設、筑紫をはじめとする各地から稲穀が収納され、その稲が軍糧としても供給された事実があったとおもうのである。……那津付近には、はやくから朝鮮にたいする軍事施設があったであろうが、宣化元年条は、それとは別に、その一帯におかれた筑紫ミヤケの起源を述作した記事だったのである。

と述べられるように、<sup>(19)</sup>一定の史実性のある史料と見られている。

では、このうち「夫筑紫国者、遐邇所朝届。去来之所関門。是以海表之国、候海水以来賓。臨天雲而奉貢」とある部分ほどの程度の信憑性をもった史料といえるのであろうか。このことについて、倉住靖彦氏は、

一大率を除けば、これ以前（すなわち宣化天皇元年以前：筆者）の筑紫にかかる権能を有する者が存在した形跡は認められず、この文言も文飾の可能性が強く、おそらくこの位置づけはその前身を含めた大宰府が果たした役割を援用したものであろう。とすれば、Dという外使の来貢（「是以海表之国、候海水以来賓。臨天雲而奉貢」の史料のこと：筆者）も、筑紫で彼らを応接したことではなく、彼らが来朝する場合にはまず筑紫に到着するという程度の意味ではないだろうか。外使の応接方式が整備され、それにともなって筑紫においても彼らを饗応するようになるのは隋使裴世清の来朝を契機とする七世紀初頭以降のことと考えるべきであらう。

と述べられている。<sup>(20)</sup>このうち隋使裴世清の来朝以降に外使の饗応が開始されるとする考えにはそれを七世紀中頃

まで繰り下げる波多野皖三氏や八木充氏などの考えがあるが、倉住氏の「夫筑紫国者、遐邇所朝届。去来之所関門。是以海表之国、候海水以来賓。臨天雲而奉貢」の箇所に対する上記の見解はほぼ学界の定説となっていると考えてよいであろう。<sup>(22)</sup>

筆者はこうした従来の考え方に根本から異を唱えるものではないが、先に述べたように五世紀後半の段階で倭国王は、倭国と朝鮮半島南部地域（百済を除く）の軍政権を南朝の宋から認められており、倭国王は倭国とともに朝鮮半島南部の諸国をも含めた地域を倭国にとって現実の「天下」であると観念していたと考えられる。とすれば倭国がそうした諸国に対し、朝鮮の諸国がそれを認めていたか否かは別として、一定の宗主意識を抱いていたと考えて大過ないであろう。また、そうした諸国より使節が倭国に派遣された際、その遣使は倭国から見たとき、中国的政治概念でいえば「朝貢」という性格を持っていた可能性があると考えよう。従来の研究が述べるように確かに宣化元年の詔には後世の大宰府のあり方が反映されているとすべきであるが、現実の問題として五世紀末から宣化元年詔が出されたと比定される時期において、倭国の内部に倭国の軍事力の影響の及ぶ諸国は倭国に「朝貢」してくる存在であるとする理解が成立していた可能性は大きなものがある。宣化天皇元年に比定される五三六年から二六六年後に起こる任那（大加羅）の滅亡以降の倭国が新羅に求めた「任那の調」の存在もそうした当時の倭国における宗主意識の存在を示していると考えよう。すなわち五世紀から六世紀の段階において倭国は朝鮮の諸国などに対して、その交渉の場において、彼我が対等の関係ではなく、自己が他者に対して優越するという意識を持っていたと考えられるのである。この点はこれまでの倭国の朝鮮諸国などの諸外国に対する対応と大きな相違が生じてきていることを示していると考えられる。

ところで、米倉秀紀氏は従来の那津官家についての研究史をまとめつつ、a 那津官家は軍事的性格を強く持った施設であり大宰府の前身であると見る説、b 何らかの施設はあったが軍事的性格を持ったものではなく、した

がって官家と呼ぶようなものではなかったとする説、c 宣化紀の該当箇所<sup>(1)</sup>に郡県といった記述が見えることからその存在を全く否定する説があるとし、a は、井上辰雄、田村圓澄、倉住靖彦氏など多くの研究者に支持される説であり、b は八木充氏によって代表される説であり、c は津田左右吉によって代表される説である、とする。また、その際、那津官家設置の記事が見える宣化天皇元年(五三六)は、六世紀後半中頃に分散して建造され、七世紀の後半に廃絶されたと考えられる比恵・那珂遺跡、有田遺跡の年代とずれが存在するが、総合的に見ると六世紀後半から七世紀後半にかけて、特殊な施設が存在したことは明らかであり、この時期のこの地にこれだけの倉庫群の存在が発見されたことから考えて、それは那津官家の一部と考えて大過ない、と述べている<sup>(2)</sup>。

同氏の学説史の整理は近年の考古学の成果を踏まえた手堅い研究といえよう。宣化天皇元年条の詔に郡県などはるか後世の記述が見られることから、この史料は全面的に否定するべきであるとする津田左右吉の解釈は崩れていると考えられる。八木氏の説は、では何故これだけの規模をもつこうした倉庫群がこの那津の地に存在するのかという点に解答を与えることはできないのではなからうか。問題は米倉氏が慎重に指摘するほぼ四〇年ほどの時間のずれをどのように理解するのかという点にかかっているとと思われる。

『日本書紀』に那津官家の記述が見える宣化天皇元年(五三六)のほぼ四〇年後のものとして巨大な規模を持つ倉庫群が存在し、それが現在の太宰府の地に太宰府政庁が整備される七世紀後半まで続くという時系列的事実から考えると、これは現時点では未だ十分には解明できない問題と言わざるを得ないであろう。筆者は、『日本書紀』にいう宣化天皇の時代に設置されたとされる那津官家の本体は後日必ずや発見されるものと思う。また、比恵・那珂遺跡、有田遺跡から発掘された倉庫群が巨大なものであり、それが那津官家の建設された時期とずれるということとは、『日本書紀』の繫年に誤りがない限り、比恵・那珂遺跡、有田遺跡の出現は、那津官家が宣化天皇元年以降も拡充されていったことを示していると考えよう。『日本書紀』の宣化天皇元年条に見える記述の出所が

種々の問題点をはらむことは既にこれまでの研究によって明らかになっている。しかし、考古学の発掘によってそれが一定程度確認されつつあることも先に述べたように事実である。とすれば、宣化天皇元年条の記述が那津官家を「聚建那津之口、以備非常」というように、軍事に関連して用いられることの多い「非常」の語を用いて、<sup>(23)</sup>それに備えるものであるとしていることの意味は大きいとすべきであろう。

倉住靖彦氏によれば、宣化元年詔において那津を目的地として記述される日本各地の屯倉からの穀物の輸送は当時の輸送技術などからには信じがたく、それだけにこれらの穀物の輸送は那津官家の修造とは無関係なものであったとされている。<sup>(24)</sup>しかし、先に見たように那津官家が修造されたときれる六世紀前半に先立つ倭の五王の時代に、数多くの兵団を海路、朝鮮にまで投入する力を持った倭国政権が、那津官家修造の段階でこうした穀物を輸送する力量を持っていなかったとまで断じうるのであろうか。筆者はやはりこの各地からの穀物の輸送の目的地は那津にあったと考えて大過ないと考えるものである。

では宣化元年の那津の地におけるこのような物資の集積は何を意味するのであろうか。博多の地における飢饉のみに備えるため、そうした物資の集積が行われたとは考えがたい。もしそうであるならば、屯倉ではなく官家が全国に設置されたはずであろう。また外交使節の饗応のためのみであるならば、国内各地からの物資の集積を必要とはしないであろう。とすれば、「官家」が大化前代においては那津官家以外には古代日本が倭の五王以来深く関係した南部朝鮮の地にのみ設置されていること、<sup>(25)</sup>広開土王碑に見える高句麗との軍事的衝突、沖ノ島に見える国家祭祀の痕跡、任那の滅亡など六世紀における新羅、百済との抗争などもふまえるとき、那津官家は軍事的進出と防衛のために建設されたと推断して大きな誤りはないと考えられるのである。

### 第三節 大宰府の成立をめぐる

#### 第一項 筑紫大宰と大宰府

『日本書紀』卷二二、崇峻天皇五年（五九二）一月丁未の条に、崇峻天皇崩御後のこととして、遣使於筑紫將軍所曰、依於内乱、莫怠外事。

とあり、筑紫の地に「外事」を担う將軍所が存在したとする記述が見える。天皇弑逆後の緊迫した状況下で発せられたものであることを考えれば、「外事」が国防に関わる事柄であることは明らかであろう。文意に即して考えたとき、この文章は六世紀末の段階で国防を担う組織がすでに筑紫の地に存在していたことを示しているとされよう。

また、『日本書紀』卷二二、推古天皇一六年（六〇八）の条に、小野妹子が隋使裴世清をともなつて隋より帰還したときのこととして、

夏四月小野臣妹子、至自大唐。唐国号妹子臣曰蘇因高。即大唐使人裴世清下客十二人、從妹子臣、至於筑紫。遣難波吉士雄成、召大唐客裴世清等、為唐客更造新館於難波高麗館之上。六月壬寅朔丙辰、客等泊于難波津。とある。右に拠れば、六〇八年に倭国に至った隋使裴世清一行は四月に筑紫に至り、六月に大阪に至ったことがわかる。『隋書』卷八一倭国伝にも、これと同じ小野妹子の帰朝を伝え、

經都斯麻國、迤大海中。又東至一支國。又至竹斯國。又東至秦王国。其人同華夏、以為夷洲。疑不能明也。又經十余國、達於海岸。自竹斯國以東、皆附庸於倭。

とあり、隋使一行が対馬、杵岐をへて筑紫（竹斯）に至ったとされている。つまり、隋使一行はそこにどのくらい逗留したのかは不明であるが、一気に瀬戸内海を経て難波に至ったわけではなく、一旦筑紫に投錨しているのである。

また、上記の『日本書紀』推古天皇一六年の条によれば、難波に「高麗館」、すなわち高句麗使節を迎えるための館がすでに存在したことがわかる。一方、倭国と中国との外交関係は四七八年以来、途絶えていた。それゆえ、隋使が倭国に至った六〇八年の段階で、難波の地に中国の使節を饗応するための「新館」（上述『日本書紀』推古天皇一六年四月条）がこの時点で建てられたとすれば、筑紫の地には未だ中国の使節を饗応する施設は設置されていなかったと見るのが自然であろう。

しかし、では何故飛鳥を指す隋使一行は筑紫（竹斯）の地に至る必要があったのであろうか。『日本書紀』、『隋書』の該当個所の表記はそれぞれ「至筑紫」、「至竹斯国」である。また、『日本書紀』に難波に至るまで經由地として名が見えるのは筑紫のみであり、『隋書』では都斯麻国（対馬）をはじめとして十以上の地を「經由した」としながら、「至る」の表現をもって記述されているのは一支国（杵岐）、筑紫、秦王国のみである（右掲『隋書』史料傍線部参照）。『隋書』が、

東至秦王国。其人同華夏、以為夷洲。疑不能明也。

として記述する、筑紫の次に至ったとされる秦王国の所在地がいずこであったかは、定かでないが、後漢以来の夷洲との関連を推測するなど、秦王国に関する記述がことさらに述べられていることを踏まえると、『隋書』作成の際に拠った原史料に、すでにこうした記述が存在していたとすべきであろう。つまり秦王国は瀬戸内沿岸のいずこかに実在したと想定されるが、もしかりにこの地がのちに吉備大宰が置かれることにもなる吉備の地であったとすると、筑紫や秦王国などに「至る」とする記述が見えることの意味は大きいと言えよう。

また、上記の『日本書紀』卷二二推古天皇一六年（六〇八）の条に見えるように、小野妹子一行が裴世清らと共に隋から帰国したのは四月のことであり、難波津に到着したのは六月丙辰一五日のことである。かつて拙稿に於いて考察したように遣隋使帰国に係する『日本書紀』の記述は潤色を受けてはいると考えられるが、ほぼ史実の大筋を忠実に記述しているとして誤りない<sup>(2)</sup>。とすれば小野妹子一行は四月に帰国してから六月一五日に難波に到着するまで二ヶ月ばかりの日時を費やして（最大に見積もれば二ヶ月半、最小に見積もれば一ヶ月半）ようやく難波に海路到着したということになる。

このように考えてくると確かに当時の筑紫の地には後の鴻臚館のような、律令制下における完備した外国使節饗応のための施設はいまだなかったと考えられるが、やはり何らかの施設が存在していたことは考えるべきではなからうか。さらに、先に見たように隋使来日に先立つ崇峻天皇五年（五九二）一二月の時点で外事に備える「筑紫將軍所」が存在していたことをも念頭におくと、このことは相当な確度をもつ事柄といえるのではあるまいか。

さて、この遣隋使をめぐる一連の記述の後に、大宰府の直接の淵源と考えられる「筑紫大宰」という用語が初めて史上に現れる。すなわち、『日本書紀』卷二二、推古天皇一七年（六〇九）の条に、

夏四月丁酉朔庚子、筑紫大宰奏上言、百濟……

とある。小野妹子が隋使裴世清一行を送り、再び帰朝するのは同年九月のことであるが、こうした事柄を踏まえると、筑紫大宰の出現は、隋使の来朝と緊密に結びついていたことが考えられる。筑紫大宰の設置がこのときに行われたとまでは断言できないが、九州の地にあって軍事と外交の権を合わせ持つという、のちの大宰府の持つ権能は、原初的に白村江の戦い前後の緊迫した状況が生まれる以前の、遣隋使の段階には既に現れていたと見るべきであろう。

では、こうした組織が七世紀初頭前後に見られるようになるのは何故であろうか。蘇我氏の台頭、崇峻の弑逆、

聖徳太子の執政など、国内的要因が様々に絡んでいることは当然予想されるが、それが隋使の来朝の前後に生じていると考えられることは、巨視的に見たとき、三百年近い混乱を終息して、隋が中国を再統一したこと、その勢威を背景として隋が、遼東半島などの失地回復を旗印として、高句麗に対して大軍の派遣を企図し始めたことなど、隋の圧力の巨大化にその根源的原因があるといえよう。つまり、筑紫将軍所、筑紫大宰といった後の大宰府につながると考えられる施設、乃至は官職の出現は、当時の東アジアにおける国際情勢に関連する形で生じたものと考えられるのである。

## 第二項 大宰府と倭国の中華意識

律令制下の大宰府は、西海道（九州）の九国三島（八二四年以降は二島）の内政を総管し、内外使節の送迎や海辺防備などを担当している。前項の考察に大過なければ、白村江における敗戦後、筑紫大宰とその管掌組織は那津から現在地に移り、六八〇年代に制定され大宝律令の基本となった飛鳥浄御原令段階には大宰府としてほぼ成立したと考えられる。

大宝令は整備され、完成された形をその本文の中に伝えているが、それによれば、大宰府の組織は、祭司の主神、長官の帥をはじめ大弐、少弐、大・少監、大・少典の四等官、大・少判事、大・少令史、大・少工、博士、陰陽師、医師、算師、防人正・佑・令史、主船、主厨、史生などからなり、書生や各種の雑役夫などを合わせるとかなりの数に達したと考えられ、他の一般諸国と比較して極めて特異な組織であったといえる。

現在までの大宰府政庁跡についての発掘調査によれば、政庁跡では三期にわたる遺構が確認されている<sup>26</sup>。この中の第Ⅰ期は掘立柱建物によるもので、次の第Ⅱ期・第Ⅲ期とは異なっている。第Ⅱ期・第Ⅲ期のそれが礎石を用いたいわゆる朝堂院形式の建物で、東西一一〇・七、南北二一一mの範囲に建物が整然と配された官衙であった



が、その相違に注目すると、I期のそれが掘立柱建物によるものであったことは、第II期・第III期に比べその設置が倉卒の間に成った可能性を窺わせるものである。

大宰府の中心をなす政庁跡は現在「都府楼跡」の地名で親しまれているが、これは菅原道真の『不出門』の詩の一節「都府楼纒看瓦色」に由来するものと考えられ、都督府の楼閣の意であろう。都督府とは倭王武などが安東將軍として、倭国や南部朝鮮諸国の軍事を都督したとされているように、中国に発した用語で、諸州・国の軍政を束ねる長官の下に指揮される軍政府を意味する。『日本書紀』などに、大宰府は都督府の名を以て呼ばれることがあるが、「都府楼」の用語は大宰府の地に「都督府」が置かれたことを、すなわちその官衙のもった本質をよく伝えているといえよう。

しかし、大宰府は、軍事的進攻や防衛を目的とした軍政機関としての役割のほか、朝鮮や中国など東アジアの諸国との外交交渉の窓口として、律令国家の外交の一端を担うという役割もあつた。それは鴻臚館の発掘や『日本書紀』などの正史に残された中国・朝鮮などの外交交渉の記載に如実に表れるところであるが、見方を変えて見るとき律令制が完成期を迎えた時代における大宰府の職掌は、西海道における内政を別にすれば、軍政機関としてのそれよりも、外交における役割の方が大きな意味をもっていたともいえよう。

元々軍政府としての性格を持った「大宰府」が、そうした相貌をもったということは、大局的に見たとき、六世紀末における隋による大陸の統一によつて生じた動きが、百濟の滅亡、白村江の戦いにおける倭国の敗戦、高句麗の滅亡にまで及んだ七世紀前半から中期に及ぶ軍事的緊張へと展開し、その後その緊張が、新羅による朝鮮半島の統一、唐の勢力の半島からの撤退という七世紀後半に生じた現象によつて徐々に弛緩して行つたことの現れであり、国内的には、その緊張を梃子として天皇を中心とした専制権力構造が構築された倭国内部の状況が、大宰府という官衙の役割に及ぼした影響の現れということができよう。律令体制を確立した倭国が七〇二

年唐に対して日本と名乗り、六六〇年以降中止していた遣唐使を再開していることはその象徴的な出来事ということが出来る。

こうして、当初軍事的要請のもとに出現した「原大宰府」は東アジアの国際情勢と連動しながら、その官衙としての内実を拡充し、最終的には国家の外交の一端を担う重要な官衙にまで成長するわけであるが、翻って考え、倭国における一大率時代の対外交渉のあり方や那津官家時代のそれと大宰府時代のそれとを比較すると、そこに根本的相違が存在することがわかる。それは端的に言えば大宰府が外夷の朝貢を受ける官衙という性格をもつものであるということである。

先に、大宰府という組織の形成が日本における中華意識の形成と連関するものであることを指摘したが、ではそもそも飛鳥、奈良、平安の都から遠く離れた北部九州の地に何故こうした組織が設置されたのかという疑問がわく。今日の常識からすれば、外務省は首都に置かれてしかるべきである。もちろん日本古代においても外交権そのものは都・中央によって掌握されていた。にもかかわらず、その重要な部分を担う官衙が北部九州の地に置かれていたことの意味を考えたとき、そこにはやはり時代的な特質、あるいは前近代日本の持った政治的特質が存在すると考えるべきであろう。日本近世における所謂鎖国体制下において、長崎のみが海外に開かれた港として存在していたことをも考えると、こうした想定はあながち的を逸した想定とも思われない。

大宰府が設置された北部九州の地は古来より日本に大きな影響を与えた大陸文化が真っ先に流入する地であった。稲作の開始が北部九州から始まることを持ち出すまでもなく、そのことは多くの事例によって確認される事柄である。またそうした大陸文化の流入は、北部九州の地が日本列島の他の地域に比して多くの点で先進地域としての位置を占める上で大きな役割を演じた。古代における奴国や伊都国が他の地域に比して際だった先進性を示していることはその証左といえよう。日本近世の黎明期において平戸や長崎を中心とした地域が日本全体に先

んじて先進的な文物、思想を持ち得たのも、南蛮船などがもたらす外来の文物や思想などによるといって大過ないであろう。

周知のように江戸幕府は、キリシタン禁令などとの関わりにおいて、海外渡航を禁じ、長崎一港のみによる鎖国体制を実施するわけであるが、その外面的形態は、渤海との通交において敦賀などの港が使用されていたことなどを除けば、古代日本のそれと外面的には極めて類似した形態ということができる。ではそれは単なる外面的類似として片づけられるものなのであるか。筆者はそれに対してこれは単なる外面的類似ではないのではないかと考える。

それは、一つには江戸幕府がとった幕藩体制という体制が、中国の冊封体制を日本の内部に導入した体制であるからである。藩とはもともと「垣根」を意味し、幕藩体制下の藩は、理念的には幕府を守る藩併としての役割を担わされた。諸藩は幕府に一旦ことが生じたときには、援軍の派遣などが義務づけられたのであり、参勤交代は藩の幕府に対する服属の証であった。こうした体制は古来より中国が封建諸侯や海外の夷狄をコントロールするために生み出した政治思想に基づくものであった。倭王武が中国皇帝への上奏の中で自国を「封国」と呼び、「藩」とも称していることはその点を明瞭に示している（『宋書』倭国伝）。

倭王武が遣使した当時の中国の政治思想によれば、武が安東將軍に任ぜられることは、彼が將軍府を設置しそこに長史、司馬、参軍などの属官をおくことを許されたことを意味していた。『宋書』倭国伝に倭国から派遣された司馬の曹達という人物の名が見えることは、高句麗、百濟など同じく倭国においても形式的なものであったかもしれないが、司馬などの官がおかれた可能性を窺わせるものである<sup>27</sup>。

また、奴国王や卑弥呼が中国に遣使し、中国から王爵を賜与されることを通じて通交したことは、奴国王や卑弥呼を頂点に戴く倭国もまた倭の五王の場合と同じく、少なくとも中国側から見たとき、中国の藩であったこと

を示している。

ところで、日本における幕藩体制の祖型となった中国における冊封体制にあつて、被冊封国から中国へ派遣される朝貢使は中国に至る際、一定の地点を經由して、皇帝の居る都に至っている。遣唐使時代の日本の使節は当初、山東半島の登州、後に揚子江沿岸の揚州などをへて、唐の都に至っている。魏志倭人伝の時代、卑弥呼の使節はまず朝鮮の帶方郡を目指し、そこから魏の都を目指している。いまだ倭国が出現せず、日本列島では倭人が百余の国に分かれていたとされる時代、その地からの使節は当時の朝鮮半島の中心地・楽浪郡を目指していたと考えられる。であればこそ、史書に「楽浪海中に倭人有り」とする著名な文言が記述されているのであろう。

世界帝国としての中国がその天下を支配する場合、域外からやってくる夷狄の使節を迎える場所は、古来より西は敦煌、南は交趾（ハノイ）あるいは広東、東は遼東あるいは楽浪（唐の時代は山東、揚州など）、北は大同などとされていた。律令制は中国に生まれた制度であり、そのような理念を体现したものである。古代日本がそうした性格を持つ律令制を導入し、国家を建設するということは、自ずからそうした随伴的要素の導入をももたらしたと想定されるのである。

「エビのエビス」の意味を持つ用語を用いて蝦夷と呼称し、そこに「夷」の語を用いたことは、倭人自らが中国から「東夷（東のエビス）」と呼ばれた原理に基づいてそれを蝦夷に転用しているのである。これは「東夷」であった日本が「中華」としての認識を持ったことを示しているが、こうしたことも上述の「自ずからそうした随伴的要素の導入をももたらした」とする事柄の一端を示している。とすれば上述のような中国を中心とした朝貢システムを、日本に移植する際、そうした華夷秩序を具現化する場所として、すなわち漢における楽浪郡や唐における揚州のような位置を占めるものとして、大宰府は設置されていたと考えられるのである。

つまり、律令制国家を完成させたころの古代日本は、前節第二項で引用した宣化元年の詔に「夫筑紫国者、遐

邇所朝届」とあるような外交面において夷狄である新羅などの朝貢を受ける場所として大宰府を置いていた、といえるであろう。大宰府の成立を考えると、こうした視角を持つことが必要であると筆者は考えるものである。このように考えたとき蝦夷との交渉の窓口となった多賀城についてどのように考えるべきであるのかという問題も生じる。また、自国をひとつの「中華」とした際、同じく「中華」であった、しかも古くからの日本における「中華」の模範でもあった中国をどのようなものと考えていたかという問題も生じるが、これらの点についての考察は後考を期したい。

## 注

- (1) 拙稿「漢唐間における「新」中華意識の形成—古代日本・朝鮮と中国との関連をめぐって—」(『九州大学東洋史論集』三〇号、二〇〇二年所収) 参照。
- (2) 拙稿「隋書倭国伝と日本書紀推古紀の記述をめぐって—遣隋使覚書—」(『史淵』一四一輯、二〇〇四年所収) 参照。
- (3) 倉住靖彦『古代の大宰府』(吉川弘文館、一九八五年)、田村圓澄『大宰府探求』(吉川弘文館、一九九〇年) 等参照。
- (4) 田村圓澄「大宰府前史小論」(『九州文化史研究所紀要』二二号、一九七六年)、倉住氏、田村氏前掲書等参照。
- (5) 中国における屯田制については、西嶋定生「魏の屯田制—特にその廃止をめぐって—」(同氏著『中国経済史研究』、東京大学出版会、一九六六年所収) 参照。
- (6) この点については西嶋定生『倭国の出現』(東京大学出版会、一九九九年) 参照。
- (7) 柳田康雄「伊都国の考古学」(『大宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館、一九八三年) 二六頁参照。
- (8) 柳田氏前掲論文二二頁参照。
- (9) 所謂倭面土国、倭面上国の理解については西嶋氏の所説に従う。西嶋氏前掲書『倭国の出現』参照。
- (10) 田村氏前掲論文「大宰府前史小論」等参照。柳田氏は前掲論文三頁において「地域は北部九州に限定せざるを得ないが、『魏志』の倭人伝に登場する末盧国・伊都国・奴国などの地域が全体として対外交渉を行っていた時期から、「伊都国」が代表してこの任

にあたるようになる時期がある。このころ「楽浪郡」からの中国系文物が輸入されるようになり、その後の伊都国の「一大率」と無縁ではなく、その役割は大宰府の役割の先駆として関連してくる」とされている。

- (11) 宮崎市定『謎の七支刀』（中央公論社、中公新書七〇三、一九八四年）参照。
  - (12) 第一次沖ノ島調査報告書『沖ノ島』（宗像神社復興期成会、一九五八年刊）、第二次沖ノ島調査報告書『続沖ノ島』（宗像神社復興期成会、一九六一年刊）、第三次沖ノ島調査報告書『宗像沖ノ島』（宗像大社復興期成会、一九七九年刊）等参照。
  - (13) 拙稿「倭の五王による劉宋遣使の開始とその終焉」（『東方学』七六輯、一九八六年）参照。
  - (14) 直木孝次郎『日本古代国家の構造』（青木書店、一九五八年）参照。
  - (15) 佐伯有清『古代を考える 雄略天皇とその時代』（吉川弘文館、一九八五年）参照。
  - (16) 倭の五王の時代の初期は、通説によれば記紀編纂時に日本を大國として位置づけるために創作された三韓征伐、あるいはそれを実行した神功皇后の時代と重なる可能性がある。そこに後世の大きな潤色と変更が加えられ、神話的なレヴェルが混入していることは確かであるが、仲哀天皇廟としての香椎宮や応神天皇を祀る箱崎宮、宇美神社などの存在、北部九州の地に色濃く残る神功皇后にまつわる帆柱伝説などは、沖ノ島の祭祀遺物や広開土王碑文に見える記述、『宋書』倭国伝に見える倭の五王の高句麗との激しい抗争、その朝鮮半島の軍政権の獲得にかける意気込みの強さなどを勘案するとき、その全てを架空の言説とまで断ずることはできないのではないかと筆者は考える。
  - (17) 津田左右吉『日本古典の研究』下巻（岩波書店、一九五〇年）参照。『津田左右吉全集』二卷（岩波書店、一九六三年）再収。
  - (18) 倉住靖彦「那津官家の修造」（『大宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館、一九八三年）一四〇頁参照。
  - (19) 八木充「筑紫大宰とその官制」（『大宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館、一九八三年）三二三頁参照。
  - (20) 倉住氏前掲論文「那津官家の修造」一四三頁参照。
  - (21) 波多野皖三「大宰府淵源考―筑紫大宰の性格について」（『日本歴史』七二）や八木充「筑紫における大宰府の成立」（『大宰府政庁跡』、吉川弘文館、二〇〇二年、四二六頁）参照。
  - (22) 米倉秀紀「那津官家? ―博多湾岸における三本柱柵と大型総柱建物群―」（『福岡市博物館研究紀要』三号、一九九三年）参照。
- なお、米倉氏には該論考に関係する論考として「福岡市比恵・那珂遺跡、有田遺跡の倉庫群」（『郡衙正倉の成立と展開』、奈良国立文化財研究所、二〇〇〇年所収）、「筑前におけるミヤケ状遺構の成立」（『考古学研究室創設三十周年紀年論文集、先史学・考古

学論究IV、龍田考古会、二〇〇三年所収）がある。ただし、前者については未見。

(23) 宮原武夫「不動倉の成立」（同著『日本古代の国家と農民』、法政大学出版局、一九七三年所収）参照。

(24) 同氏前掲論文「那津官家の修造」一四四頁～一四七頁参照。

(25) 『日本書紀』大化元年八月庚子の条に東国の国司に対する詔が見えるが、そこにも国内のものとして「官家」の語が見える。

(26) 前掲『大宰府政庁跡』（吉川弘文館、二〇〇二年）参照。

(27) このことのもつ東アジア史的観点からする意味については、拙著『中華の崩壊と拡大 魏晋南北朝』（中国の歴史第五巻、講談社、二〇〇五年）第一〇章「中華世界の拡大と「新」世界秩序」をも参照されたい。